令和８年４月２日
水　　産　　庁

「漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について、令和８年１月 26 日から２月 24 日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、別添のとおり改正案について１個人から１件の御意見が寄せられましたところ、貴重な御意見として承りましたので、お知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
水産庁資源管理部国際課
03－3502－8111（内線 6743）

（別紙）

項番	パブリックコメントにおける御意見・回答
1.	【御意見】 クロマグロの保護対象を「大西洋クロマグロ」に限定する改定に反対する。 「太平洋クロマグロを指すものではなかった」と全く後付けの言い訳をしているが、クロマグロは 回遊魚だ。 「どこで獲れたから違うマグロだ」などと言えるものではない。 国際法で クロマグロ全体への保護が意図されているのだから、日本も それに従うべきだ。 【回答】 本件改正は、国際機関の勧告においてタイセイヨウクロマグロ（*Thunnus thynnus*）と定められている箇所について、本省令で「くろまぐろ」となっていたものを勧告の記載に応じて「大西洋くろまぐろ」と明記するものであり、クロマグロの保護対象を「大西洋クロマグロ」に限定する改定ではありません。